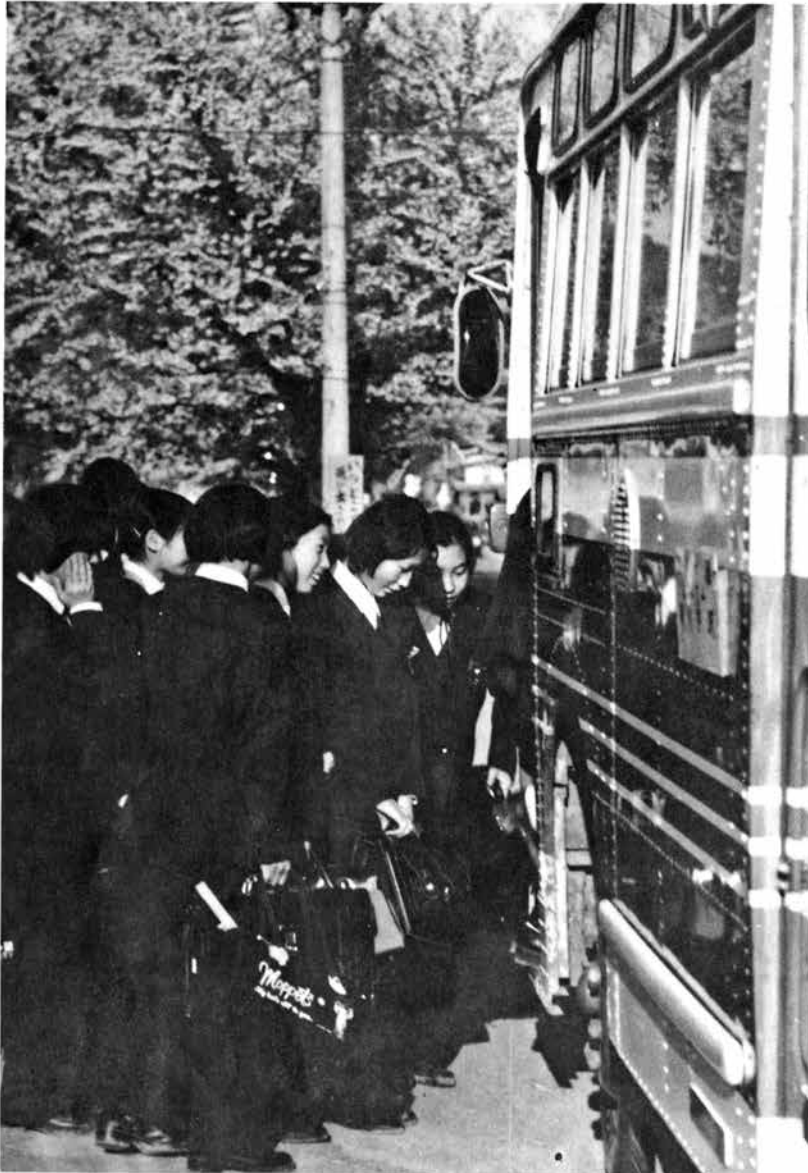


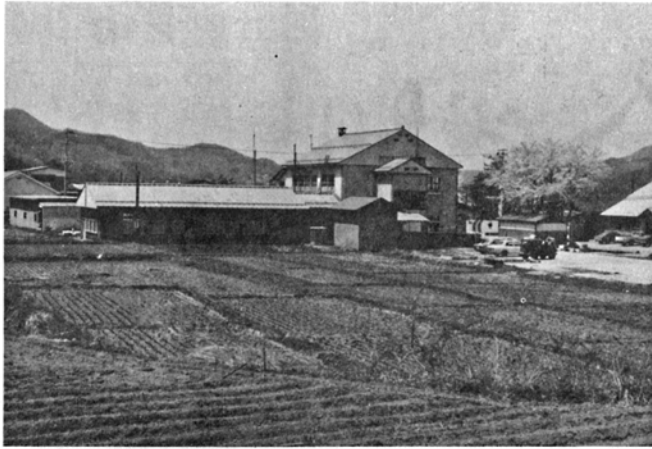
議会だより

発行・編集
東成瀬村議会局
議会事務局
印刷
鶴田印刷(株)



新しい中学校に 通っています

四月から統合中学校に通っている中学生。建設地をめくり八年間も協議、検討されてできた中学校。建設までの苦難は今も薄れようとしているが、しかし、八年の月日にむくいるためにも一生懸命勉強して大人となつてほしい。通う顔と顔には、苦難の風はみじんもなく、笑顔だけが印象づけられた。



(現在の役場庁舎を東側から撮映)
村では、山村開発センターと役場庁舎もこの周辺に建設の構想

一 般 質 問

● 3月17日

村議会三月定例会は、三月十日招集され、会期を三月二十四日までの十五日間とし、村長専決処分一件、議案二十一件を承認、可決し終りました。

議案の内容等については、村広報四月号に掲げており、まずので、今議会だよりでは一般質問を主に掲げてみます。

補正による

開発センター建設は

計画性に欠ける

◎ 昭和五十二年予算は、七億六千七百万円となっており、補正予算で最終的には十億円になるものと思われる。

それは、昭和五十二・三年度で建設計画されている山村開発センター、役場庁舎建設事業費が当初予算に計上されていないことから明らかである。

村長は、開発センター、役場庁舎建設が当初予算に計上しない理由として、建設費の係数が確認できないから補正予算で建設したいと言っているが、村においては昭和五十二年当初予算は一年の夜明であり元旦でもある。

新年の第一回定例会において、新年度の目玉商品とも言える開発センター、役場庁舎建設費が計上されていないことは余りにも計画性に欠けている。

また、開発センター、役場庁舎建設、東小、椿小の教育施設の整備、村道改修等の財源対策はどのようなになっているのか。これら各事業費は、補助金、起債により当てられると思われるが、起債については村の借金にかわりがない。昭和五十一年度当初予算においては、公債償還額が五千六百六十六万円であったが、この三月補正

で一千百十八万一千円が追加されている。これらの償還額は年度当初において計画的措置ができなかったか。

◎ 開発センター、役場庁舎建設を当初予算に計上しない事に対し、計画性がないと言われればそのとおりであるが、これの建設に当たっては、県・国の関連事業であり、二箇年での継続事業でもあるが、初年度である昭和五十二年で実施する事業量が県・国から確定されていないため当初予算に計上しかねた。

今年度の補正予算により建設を計画しているが、財源については相当な起債が見込まれるので財政難が感じられるが、危険信号まではなっていない。

当初役場庁舎建設は見送る考えであったが、第二期山振の指定になり、山村開発センターの建設が認められ、役場庁舎との併設にはまたとない機会であり、これをのがせばいつの日かと思ひ建設にふみ切った。

この建設事業以外にも、起債は辺地・過疎・公有林・財政対策・災害復旧・義教債等種々多額な借金となっているが、償還については制度資金対象外地域と比べ楽である。これらの起債は、年々償還しているが相当年数続くものと考え、一家、一村いっとな



昨年の冷害の反省に立った

営農態勢は…

◎ 昨年の冷害の反省に立った農業経営指導態勢について「県で発表した稲作プロジェクト班はどうなっているか」、「農事講習会等特に冷害対策」、「健苗育成の

事があるかわからないので、微善の必要を感じ、できるだけ消耗的面を節約し財政調整基金への蓄積に努めている。

将来、小学校建設等の財源対策の質問を受けましたが、大柳小学校建設に当たっても一億円足らずでできているので、物価上昇したと言えど今後の学校建設はあの程度でできるものと考え、平年度化した予算措置でできるものと思われる。

感点から、早期除雪と補助の考えがないから、伺いたい。

●昭和五十一年の冷害の理由は、日照不足による遅延障害型となり、特に標高二百メートル以上の地域、地力の低い地域、冷水引水地域の被害が大きかった。

昭和五十二年度稲作技術対応策は、品種の適正配置、地力増強、健苗育成、施肥の合理化、病虫害防除、水管理の適正を農業改良普及所の指導のもとに、村の農業総合指導センターを主軸に徹底指導していく。

なお、地区別稲作耕作基準に基づき種々具体的に体系化した「稲作栽培暦」を作成し、三月二十三日から村内四箇所において稲作技術講習会を実施する。

また、高冷地稲作適応技術の実証による普及、定着を目的に、標高二百メートルと三百メートル以上二箇所に実証圃を設置する。ほかに、大柳に農業気象観測器を設置し、四月から十月までの気温水温、日照時間を観測する。

苗代排雪に当っては、現在村内の積雪はメートルからメートル五センチであり、土やカーボンブラック等を使用し早期に消雪させ四月十日から十五日頃までにはは種を完了するよう指導している。

補助対策としては、今回三月補正で予算化した「農作物種子確保事業補助金」が県から三十五万八千円きておりますが、これに村費を同額加え七十一万六千円を歳出

に措置した。しかし、この補助金はたまた除雪に対する補助金とはしないで、健苗作りに対する補助金とし、例えば、村内で採種圃を設置した農家等に対する補助金などを考えておる。要は、村としては営農指導も大切ですが、制度上の対策を重点にし、営農指導については農業協同組合に委ね、今回の七十一万円の処置については農協へ流し営農的費用に当てたい。

農業基盤整備 代行路線の進め方は

●我が村の農業基盤を整備し隣接する増田町との関係から、県代行路線は早急に整備し、村の姿を作るのが為政者の責任であり、私共議会議員の仕事でもある。

昭和五十一年度においては村の目玉商品である第二次構造改善事業は由に浮いたが、農業基盤の整備が営農面に多大な成果をもたらすことは申すまでもなく、村の長期展望に立つとき、ほ場整備、県代行路線事業は絶対行政者の責任であり、これについての考えを伺いたい。



建設省計画は右側へ。部落民は現道の左側を要望。(着沢橋のかしらから西を臨む)

●滝ノ沢基盤整備については現在、隣接の増田町(湯ノ沢)では基盤整備事業及びその中に含まれたバイパス路線について、百パーセント受益者の同意を得ている。本村滝ノ沢地区基盤整備事業は第二次構により計画したが、同様の関係で事業を返上するという最悪の状態になりましたが、今後も増田町の事業進展の実態を踏まえ、合理的営農と生活環境改善のため、県代行路線を含めた事業実施を増田町との連携のもとに取組んでいきたい。

●県代行路線に種々折衝しておられるようだが、猿橋の橋が新しく架けられ、それに伴い路線変更される話があるがこれはどうか、また、これらは道路の拡幅と同時になされる補償があるのか伺いたい。

●県代行路線の建設省の認可は、着沢橋のかしらから平良、滝ノ沢に通過することになっているが、着沢部落からは、猿橋を架けかえ、部落内を通過してほしいとの要望もあり、着沢部落内道路改良については「特開一種事業」で実施したく申請は今も続けている。部落内路線改良も要は用地交渉が先決問題であり、昭和五十二年度においては、用地買収費等で一千

九百万円の予算がついている。測量についても最終測量結果がこの二十日にできるので、今後部落役員会等との説明に向きたい。建設省の計画路線は、着沢橋の向こうを通過することになっているが、急斜面からくるナダレ等を勘案し、部落内に路線変更されることも県の上部機関とは了解の域になつてゐる。

現道舗装の考えはないか

●



●住民の大きな要望として、道路の舗装がありますが、生活道路の現道舗装という事を再三要望してききましたが、今年も予算計上は見送られたようです。

私の試算によると、アスファルト五センチ厚の簡易舗装で全幅三メートル、両サイド二十五センチ除いたとして一メートル当たり二千五百円。これを一千万円投資す

ることにより四千メートルがアスファルト道路となります。人家のある箇所だけならば、大した数字にもならないと思われませんが、このような事をどのように考えているか伺いたい。

●現道舗装については、改良後に舗装する建前であり、現道をそのまま舗装する考えはない。

学校林伐採のときも部落への還付金を考えないか

●各部落にある学校林の場合伐採時点で契約は自然消滅して、再度植栽に関しては、関係部落と協議の上、約款等で契約すべきと思うがどうか。

また、新規植栽については、収穫が五十年、六十年先のことであるが、官行造林等とのかねあひから百分の二十なりを当該部落に還付することを考えてないか伺います。

●学校林関係については、条例そのものは誠に立派なものであり、伐採後地に対する契約等は絶対必要である。また、伐採時の部落還付は、考えられないこともないが、条例の主旨に添うためには、部落の協力を得なければならぬと思うし、今後検討し進んでいきたい。

事業優先順位は 住民の意向調査で

㊦—住民総参加の行政というこ
とでお伺いします。

四億円という莫大な支出のもとに役場庁舎建設することを、一般住民がどれ程承知しているでしようか。一回の村広報でP・Rすれば、しかも、一方向に行えばそれでよいのか。一方通行では住民の意見は執行部には伝わらないと思

う。
例えば、アンケート方式で住民の意志を行政に反映させることを考えていないのか。

①米飯方式による給食センター②
村立幼稚園の建設③人家地域道路



の舗装④生産基盤の整備⑤役場庁舎の建設⑥農山物・山菜等集配加工センターの建設等、この優先順位を住民から求めたなら、これこそ住民総参加の行政となるのではないかと。

㊦—アンケートの件は、質問者の言われた項目以外にもたくさんあると思いますが、全てアンケート方式でやるのが理想的な結果になればそれに越したことがないと思うが、場合によってはアンケート方式にも様々なケースが表われることもある。

各部落から、毎年、五箇年を見通した要望書をいただいております。それにより次年度の予算を組むと同時に、全村均等的立場でやっており、部落の要望は取り入れていくつもりであり、決して私の独断でやっているものではない。

なお、今年度の予算にふれてみますと、辺地性の解消ということ、冬になると松山台以上に不便になる茂畑の橋、岩ノ目の道路改良に大幅な予算化しているし、入道の舗装、革ノ台の道路改良等の予算化をし必要と思うものは計画的に実施し住民の要望に答えているつもりである。



山菜加工センターの 建設を考えないか

㊦—我が村の面積の八割以上が山であるが、毎年この山から採取される山菜は莫大な金額になると思います。がしかし、その殆んどが原料供給が現状で、二次加工品は逆に輸入し消費している状態のとき、村が本腰を入れて農産物を含む山菜集配加工センターのような施設を作り村の特異性を活かして住民の現金収入源を考えないか伺いたい。

㊦—山菜加工については、山村である我が村としては考えなければならぬことであり、村内には加工業者がおりますし、広域の施設もあるので、村独自のものを建設するかは相当考えなければならぬので、農協と対アップして進めていきたい。



歯科医師 設置の考え はないか

㊦—現在の村内医療態勢は必ずしも充実していない。そのため住民は村外の医療に頼っている。特に歯科医

に通院する住民は、威圧性を強いられたり、通院の交通費も大きなものとなって、自らの健康を守ることも苦痛が重っている。

歯科医については、多くの住民の努力により、数年前まで加賀谷歯医者さんの出張診療により喜ん

でおられたが、現在はこれもなきにたが、当時と現在は特に歯医者の場合、事情が違ってきており簡単にできないかと思うが、歯医者の誘致もしくは以前のよう出張診療の再現に努力していただく事が住民の願いである。これに対し、村長の考えを伺いたい。

また、村の診療所のお医者さんが休日以外に休みをとる場合、事前にはわかっていないことと思うので診療所の窓口にはり紙をし知らせるばかりでなく、もつとすずんで知らせるようにし、診療所の窓口まで行って戻るとの不便なよう配慮されたい。

休日の急救医に対する村の斡旋指定などもあつてしかるべきと思うがどうか。

㊦—歯科医は現在非常に不足している。老人医療、高額医療ということで患者が増加している等々今まで出張診療をやっていた医師もこれを閉じてきている。

従って、村に歯医者設置または出張診療を願うことは現段階では不可能である。

歯医者設置については、以前、増田町の石田歯医者村の学校医であること等から、村の診療所の一室を貸すので出張診療を願ひ、実現の一步手前まで来たが、色々なことで実現しなかつた経過もある。

歯医者は勿論、目の医者についても同じことが言える。わずか三十円、四十円の自己負担、しかも一分たらずでできる治療に対し、

わざわざ出かねばならないことは、住民に大きな負担がかかって

なんとかして歯のことを考えねばということで、歯の衛生をとりあげ、乳幼児から学校生徒に対しフッ素塗付、歯みがき運動を徹底させ、洗顔等を含めて幼児から少なくとも義務教育期間の管理は、病気にかけられないような指導に重点をおいていきたい。

診療所の医師が不在の時は、窓口は勿論、米患者には「何日間」あけるといふことを連絡しているが不十分な点は訂正していく。また、診療所の医師不在のとき米所した患者については、村外希望医師に送らせている。今後は診療所をなるべくあけように、またあいたときは患者に迷惑にならないようにしたい。

官行造林還付金に

ついて

●村の公有林野官行造林条例では、伐採時に各部落に交付され



る還付金村収益金の百分の三十は大字単位に全部落に還付されるようになってはいるが、現に、谷地大柳の部落民が汗水流し保護管理した森林を伐採したとき、大字椿川へ還付するという事で手倉から松山台までの全部落へ還付するという事はおかしいというトラブルが出ています。

この条例は、昭和四十四年に改正され現在に至っているが、この杉は条例改正当時既に樹令四十五年になっており、この財産に部落民が目をつけないはずがないので当時、大字単位に還付することなるこの条例改正において、行政指導の責任をもって改正の提案をし、また、議会で異議なく可決されたのかを伺いたい。

●官行造林の部落還付金については、部落間の前々からの話し合い、取組み等もあろうと思っておりますので、その面を調べ対処していくつもりである。

また、条例改正については、どのようにして提案、制定したか議事録等で調べてみたいとわからないので、それを調べた後で答弁したい。

役場庁舎建設よりも優先する事業があるのではないか、また、幼稚園設置の考えは

●三月定例会の冒頭、村長は今年度の目玉事業は、山村開発センター、役場庁舎建設と申され、この築城に執念を燃やしておられるようですが、昭和五十二年当初予算は、歳入七億六千七百万円の中に占める地方交付税は五十八パーセント。地方交付税は、国が富める自治体と我が村のような財政力の乏しい自治体のバランスをとる建前から、あらゆる基礎教値のもとに計算されるものであり、受益に対しては住民一人一人が平等な権利があるものであります。従って住民大多数の要望を的確に把握し、かじ取りをしていくのが長としての任務で、住民が今何を切望しているのかをここでもう一度村を見つめる必要があると思われま

す。役場庁舎建設で村一般財源一億円の出しが可能ならば、なぜ米食方式の給食センター、小学校改革、プールの建設等を優先的に考えないのか。

また、先般皆瀬村に伺い保育と幼稚園教育を一体にし教えている施設を見学させていただいたが、工費一億九千四百万円で外観、内部ともすばらしくモダンで幼児むきのデザインが各所に配され、全館が床暖房という快適な施設で三・四歳児は保育、五歳児には幼稚園教育をしておりました。

県内においては、幼保一体のモデルとして飯田川町があるが、これは町自体でやっているが、現在のところこの方法が一番良いと考えられているようです。しかし、



●村長は常に教育の重要性を論じ村の人材養成を云々してありますが、文部省所管の幼稚園教育といふことは時代の必然的要求と思われませんがどうでしょうか。

●地方交付税の予算に対する率は大幅に伸びている。昨年は当初予算十億余円に対する地方交付税であり、新年度は七億六千七百万円に対する地方交付税であるため当然地方交付税率が上がることにあります。

●幼児教育については、全国的にはあるが、保育所は厚生省、幼稚園は文部省の所管になっておりこれの施策、運用面においても両省からの通達がなされるため、末端町村においても色々な施策を講じているに当たり、非常に困難な面も多い。

今だ決定打がなく、種々の会議において、一貫した幼保教育の姿勢を示しているのが現状です。村においては、今後小学校児童が減っていくので、給食については、給食センターの建設地等色々な問題がある。

また、プール建設については、数千万円を投資しても、夏の数日使用であとは眠っている等効果的問題。利用については、例えば椿川小プールのように、同小学校だけ使用しているが、これをどのような使用体系にしたらよいかを村教育委員会に諮問しており、答えを踏まえて将来に進んでいきたい。



新年度にのぞんで

東成瀬村議会議長 伊藤 誠也

五十二年三月定例会が終り、村行政の根幹である当初予算が決定されましたが、五十一年は冷害に見舞われ厳しいものがありました。国の予算は、景気浮揚対策を進めており、当村関係予算配分も、

高度成長によって変わった生活様式において、殆んどの家に車があらうようになり、生活道路の舗装も必然的になりました。また、消費生活が汚れもひどく

横手・住田線二四〇万円、国道三四二号線の松山台地区二六〇万円、松山台・五里台舗装八〇万円、宍沢地区二七〇万円、代行路線四八、一〇〇万円、また、治山事業では大柳沼六八、一〇〇万円、その他三〇〇万円の決定通知があり、できるだけ地元の方々を多く

必要です。第三点は、地域産業の振興であります。九三パーセントが山林原野である

使ってもらう事を願うものです。地方自治体の行政基本姿勢は、四つに分かれています。第一点は、社会福祉の向上であります。

また、若年労働力を他産業の誘致等によって確保することも行政に課せられた責任である訳です。第四点は、教育・文化の振興であります。

しかし、今までの高度成長のもとに行われた総花的な福祉に対して反省されてきており、本当に福祉を必要とする人々に重点的な施策を行うものに変更する必要があります。

豊かな魅力ある地域社会を形成することが肝要で、当然学校の整備があげられます。学校それに付随する運動場等は年々整備されてきておりますし、公民館やコミュニティセンター等、住民の生涯教

育推進に必要な場も作られておりますが、これ等の施設も地域住民の理解と協力なくして十分な活用が望めないものです。

以上簡単に申し述べましたが、何せ私達議会は、行政の片方である議決機関としてそれぞれに努力してありますが、決められた人数でありまして、地域の声を十分聞き取れない面も多くあらうと存じます。

第一点は、生活環境の整備であります。

今や行政は、住民サイドと言われ、住民の要望、意見等を取り入れたものでなければならぬものであり、それが一方的であることは協調と融和は生まれてきませんし、村発展にもつながってこないと思っております。

き村議会議長が村執行部に質した結果につき掲げてみます。議長―一般乗客の便を考慮して定期バスにしたとの事であるが、朝は二台共満員で、途中乗車は押されて大変である。帰りも降りるときは大変で、学童の場合は乗り越しも余儀ない時もある。定数以上の押込みも毎日であれば問題であり、学童の乗車指導と運転者の確認発車を願う。

執行部―町市の日は大形車(百人乗り)を出す。(百人乗り大形車は、営業所長権限で運行される)冬期運行ダイヤを組む場合は、村教委、中学校の意見を十分取り入れてもらうよう営業所に強く要望しており、今後共、乗車の緩和については営業所側と誠意をもつてである。

議長―統合中学通学バスにより変更されたと思われない定期バスのため、增高通学はホームルームの時間に遅れる。また、田子内発午前七時二十一分を椿川発と延長されないか。

執行部―路線延長については、陸運局と羽後交通がとり決めたもので一定の期間を経過しなければいけないよう、現段階では無理と思う。增高ホームルームについては、高校と話したところ、ホームルームを五分位延長してやりたいとのことであった。

議長―これから夏場にかけて、薄着になってゆくが、混雑する車内で思春期の男女が乗り合う事は悪影響が予想される。また、押合い

の中で小さい子供は体の置き場もなく押しつぶされそうになり疲れもひどく勉強にも支障があるようです。

執行部―一般のお客も乗車していることでもあるし、そのようなことがないと思うが、それなりに指導する。疲れについては、なれてくることによりやわらぐものと考えます。

毎号掲載しており「議会活動」は、スペースの関係で今回は除きました。

朝早くから耕耘機の音が聞こえ心せわしい時季となりました。当議会だよりは、昭和四十七年七月二十五日、現総務課長小田原運治氏が議会事務を担当している当時に発行され、今回で十八号となりました。

なお、三号から十七号までは、前議会事務を担当した現総務課企画係長佐々木齊氏が担当したものの異動で議会事務局にきた佐々木健夫が担当することになりました。今後、議会議員各位をはじめ、前同先輩のご指導を得て、より読んでいただける「議会だより」に作りあげていきたいと思います。どうぞよろしくお願致します。

議長―この二階ですが役場にきたときは、事務局に気がるに顔を出して「議会だより」その他についてご意見、ご指導下されば幸いです。

全員

協議会から

四月十二日、村議会五十二年度事業計画作成のため、役場に於いて村議会全員協議会が開催されましたが、この会において、羽後交通委託の「通学バス」運行の現状について話合われ、話題になったこと、また、話題になったことにつ

編集後記

朝早くから耕耘機の音が聞こえ心せわしい時季となりました。当議会だよりは、昭和四十七年七月二十五日、現総務課長小田原運治氏が議会事務を担当している当時に発行され、今回で十八号となりました。

なお、三号から十七号までは、前議会事務を担当した現総務課企画係長佐々木齊氏が担当したものの異動で議会事務局にきた佐々木健夫が担当することになりました。今後、議会議員各位をはじめ、前同先輩のご指導を得て、より読んでいただける「議会だより」に作りあげていきたいと思います。どうぞよろしくお願致します。